

官報

号外

昭和三十年五月二十八日

○第二十二回衆議院會議録第二十号

昭和三十年五月二十八日(土曜日)

議事日程 第十九号

昭和三十年五月二十八日

午後一時開議

昭和二十六年一一般會計歳入歳出決算

昭和二十六年特別會計歳入歳出決算

昭和二十六年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年一一般會計歳入歳出決算

昭和二十七年特別會計歳入歳出決算

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年一一般會計歳入歳出決算
昭和二十七年特別會計歳入歳出決算
昭和二十七年政府関係機関決算報告書

午後三時三十分開議
○議長(金谷秀次郎) 此れより会議を開きます。

○議長(金谷秀次郎) 此れより会議を開きます。

○議長(金谷秀次郎) 此れより会議を開きます。

○議長(金谷秀次郎) 此れより会議を開きます。

○議長(金谷秀次郎) 此れより会議を開きます。

○議長(金谷秀次郎) 此れより会議を開きます。

○議長(金谷秀次郎) 此れより会議を開きます。

○議長(金谷秀次郎) 此れより会議を開きます。

○議長(金谷秀次郎) 此れより会議を開きます。

○議長(金谷秀次郎) 此れより会議を開きます。

いたしたのであります。その内容は、米国防防のため必要な基地用土地四万五千エーカーを政府に買収して、現行貸借制下に起っている紛争を除去しようとするものであり、最近伝えられるところによれば、この案はその後五カ年ごとの借地料一括払いを前提とする九十九カ年租借案の形を要するところがある模様であります。この問題が伝えられるや、沖縄県民は私にあっては沖縄県民と呼ばれ、沖縄県民は一大團體を受け、世論沸騰、新聞論議はもろんのこと、この無期限買上げともいふべき米国の方針が人々でいる熱い問題としての領土権に対する愛護が今や全島をおおっている状態でありました。去る四月十三日には、全沖縄軍用地所有者大会が那覇市において開かれ、無期限買上げに対して絶対反対を表明したといふ決議をいたしました。一方、米國側としては、この問題の処理を急ぐために、米連上院における公聴会を開くことになり、琉球行政監察院主席は、全島民の悲憤を一身に帯びて、去る二十六日渡米、公聴会に出席して意見を述べようといはれております。私は、このやうな背景のもとに、自由受を代表して、政府の沖縄に対する考え方について質問いたしますのであります。

沖縄が日本米國に対して置かれておられる立場は複雑かつ微妙なものであります。米國の現行規定されているところでは、サンフランシスコ講和条約第三十條の二各加盟国を唯一の地位権者とする但此條約締結の下に於てこととする國際連合会に対する各加盟国のいかなる提案にも同意する。このやうな提案が行われ且つ可決されるまで、各加盟国は、領土を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。といふ点にその基礎を置いておられるのであります。對印の際、英國全權は、これらの島々に對する日本の領土權に疑義を生じてはならない旨を聲明し、さらに、米全權のダレス氏は、日本の残存主權たる領土權を明らかに認め、日本の領土權を認めるといふ前提のもとに米國は司法、行政、立法、権を行使する旨を述べたのであります。これらに對し、日本の吉田全權は、沖縄がすみやかに日本の復帰すべきものであるやうな努力を希望する旨を述べたのであります。残存主權としての領土權そのものに幾多の疑問が生じているのであります。少くとも日米國交の重大なる課題となっており、千島列島とは明らか

●今日の會議に付した案件

沖縄における土地紛争問題についての緊急質問(山中貞則君提出)

海岸砂地帯農業振興対策審議会委員の選挙

何科審議会定審議会委員の選挙

昭和二十六年一一般會計歳入歳出決算

昭和二十六年特別會計歳入歳出決算

昭和二十六年政府関係機関決算報告書

昭和二十六年政府関係機関決算報告書

昭和二十六年政府関係機関決算報告書

昭和二十六年政府関係機関決算報告書

昭和二十六年政府関係機関決算報告書

昭和二十六年政府関係機関決算報告書

昭和三十年五月二十八日 衆議院會議録第二十号 沖縄における土地紛争についての山中君の緊急質問

昭和三十年五月二十八日 衆議院會議録第二十号 沖縄における土地紛争についての山中君の緊急質問

に立場を異にいたしているものであります。政府は、日本領土としての沖縄、日本人としての住民という立場に立つて、絶えず米國政府と緊密なる連絡をとるべき責任を持つておるものと習わなければなりません。

そこで、沖縄は現在どのような姿に置かれているかと申しますと、極端にこれを形づけてみましますと、軍事基地の姿が媒介にこれを物語っているものであります。沖縄群島總面積に対して軍事基地の占める割合は一三・七六％、耕地面積に対するその割合はさらに高く、二二・六七％となっているのであります。このように沖縄は全面的な変貌を遂げ、極東における不沈空母とさえ称せられているのであります。われわれはこの事実に対して可否を論ずる立場を持つておりませんし、さらにまた、現地の住民も、軍事基地そのものに対しては、一種の宿命と言いますか、あきらめをもってこれを受け入れ、土地の取用についてもこれを認めている立場に立っているものであります。問題は、土地取用をめぐっての、米國、ことに出兵機關たる米國民政府の沖縄に対する考え方、すなわち、土地取用に當つての具体策であり、これに

対する住民のがまんしきれない立場なのであります。

先般、米國現地民政府は、いかなる意圖のもとであつたか判然といたしません。内外新聞記者團を沖縄に招待いたしました。もちろん沖縄の軍事用地取用をめぐつての紛争に対する内外の世論を気にしてのことであつたことは、容易に想像されるところであります。その際それら新聞記者諸君によつて報道された沖縄の姿は、私どもの胸を深く打つものがあつたのであります。たとえば、取用土地所有者約四万四千名のうち三万八千名余が訴願して、解決いたしましたものはわずか四件だけという状態であること、訴願の内容は、現行賃貸料の年平均坪当り二円二角二厘を年坪当り二円三角三厘にしてほしいというにあるのであります。この要求額年坪当り二円三角三厘も、沖縄群島の因人の食費が一日三十円とにもかかわらず、一向に解決しないばかりでなく、伊江島においては、強制立ちのきをさせられた住民が、住むに家なく、轉ずる土地なく、天幕暮らしをしているというのであります。これ

は極端なる一例かもしれませんが、このことは、要するに、米政府が日本人の土地に対する愛着というものを民族的に理解し得ないことを示しているものと思はれるのであります。U.P.通信部一ツ支局長は、視察の後、米國は理論的な土地価格に基き公正な地代解決をはかるべしと、地代のスケールは心理的な人間の愛着を保障するにはあまりに低過ぎると述べ、事直にこの問題を認めているのであります。

このように見てくると、今までの九十九年租借案は、現地住民にとり、もつと根本的な疑問、すなわち使用権、占有権、地権が無期限に買上げられた後の空文化された所有権は何ものをも意味しない無価値なものとなり、かつまた、講和条約においてダレス長官が日本に対し残存主権を認めると言明した事項を實質的に失われしめる可能性のあることを最も心配して、言いかえるならば、この無期限租借は彼らの最も希望する日本復帰を實質上絶望ならしめるものではなかつたかといふ点に民族的動搖を來たしていることに重大な意義を持つものであります。

細田部長の質問に対し、小笠原、沖縄の返還交渉はできるだけすみやかにしたいと思つておられますが、その後交渉された事実があるのか、お答えを願ひたいのであります。最近の鳩山總理の共産國外交に対する異常なる熱中ぶりから見ますと、おそろしく米國に對する沖縄返還交渉などはお忘れになつておられるものと思ひますが、いかがでありますか。もしなされていないとしても、前に述べましたような事実をお聞きになつたことくらいはあらうなありと考へますので、沖縄の土地取用をめぐる紛争に對し、米國にどのような申し入れなり連絡なりをなされたか、承りたいのであります。

總理は、非公式ではあります。日ソ交渉に當つて、日米行政協定を改正し、もしくは米軍に基地を貸与しないという条件をのめば、ソ連は南樺太、千島を返してくるのではなかつたかと述べられた由であります。然るに日本領土で、明らかに日本人の住む沖縄では、行政協定そのものすら適用されない姿のまま放置されておることをお考えになつたことがありません。ならば、せめて沖縄県民にも日本本土並みの行政協定くらいは適用されるよう、さらに一歩進んで、現地民衆大の希望たる行政協定の回復に對し何よりも努力をされるべきではないかと思ひます。そして、沖縄の人々に対して、日本は決してわれれを見捨ててゐるのではないことを知らせて、希望のともを育てることも、米國が沖縄に對する政策が米國の善悪とする人道主義に立ち戻つて行つて、總理は直ちに行動を開始されるべきであると思ひますが、この点に關する總理の眞決意を承りたいのであります。

と思つてあります。(拍手) 總理は、国会議員としての長い御経歴から、この議場に沖縄縣選出衆議院議員五名が總理とともに國政を議していただくことを、よもやお忘れではなからうと思つたのであります。また、インド洋周辺では、領海侵犯のゆゑをもつて、インドやタイ國政府に逮捕された沖縄の人たちがたくさんあるのであります。それらの人々の保護、釈放交渉等について、法律によつてのみ取扱ひしかなし得ない日本の大使館は、何らなすところなく傍觀してゐるのみだといふではありませんか。日本人という意識で、日本の出先にたよつた沖縄の人々が、相隣相手にもなつてくれない祖國の実態を知つたとき、逮捕されたとき以上の衝撃を受けるであらうことは當然のことです。このようないことも、同じ國民として、しかも、日本民族八千万のうち、たゞ沖縄縣民八十万のみが苦しんでいる痛ましい事実を、同僚愛を持つてあたたかく見守る政府の積極的外交があるならば、容易に解決でき得るはずだと思ひますが、總理、外務大臣の見解を承ねたいのであります。

従つて、日本に返還することに反対はもちろんのこと、返還は當然中國になさるべきである旨を公けにいたしましたのであります。これに対する總理の見解と、さらに具体的に外交上いかなる態度をおとりになる用意を持つておられるのか、お示しを願ひたいのであります。

以上、要するに、本問題解決の根本は沖縄の日本復帰実現をはかることにあるのであります。それ以前の問題として、さしあたり本問題の審議に先導する米國議會に向つて總理は何らかの具體的意志表示をされるべきであり、さらに行政権回復への積極的努力を其進海外交同様の熱意をもつて示さるべきであると思ひますが、總理の決心と外務大臣の具體的方策をお示し願ひたいのであります。私は実は重光外務大臣の御答弁は不必要と考へていたものであります。一昨日の本會議における日ソ國交問題についての御答弁で重光外務大臣の存在価値を再認識いたしましたので、本日は特別に御答弁を願ふことにした次第であります。

以上数点お尋ねいたしました。これに対する御答弁には海を越えた南の島より八十万の同胞の祈りがかけられていることを十分意識してお答えあらんことを切望する次第であります。(拍手)

〔國務大臣 鳩山一郎君登壇〕

○國務大臣(鳩山一郎君) お答えをいたします。

沖縄に對して日本が領土主權を持つておるといふことは、世界の人々がみんな認識しておると思ひます。さうして、沖縄縣民が日本にすみやかなる歸國を熱望しておることもよく承知しておりますので、たゞたびアメリカに對してはこのことを申し込み、アメリカは十分これを承知しておるものと思ふのであります。

國民政府あるいは中共政府が何か沖縄に對して領土權を主張してゐるようなお話がありました。さういふようなことに對しては、おそれることは少しもないと思ひます。(拍手)

他の点につきましては外務大臣から答弁をいたします。

〔國務大臣 重光葵君登壇〕

○國務大臣(重光葵君) 沖縄の問題につきましても、昨日の御説明申し上げた通りでございますが、直接接が同盟の、すなわち沖縄同盟の補償に關する土地問題等がたゞさんございませう。これらにつきましても、從來とも政府は重大な関心を持つて米國政府の注意をそのつと喚起しておる状態でございます。

最近、御承知の通り、米國におもむいた行政主席比嘉氏のことにつきましても、米國において、この行政主席が米國議會にも陳情するといふことでもございます。これには十分の便宜を考へておりますが、われわれといたしましては、その目的を貫徹することをお祈つておる次第でございます。

それから、土地の賃借料等の詳細のことについては、材料がございませうが、一々申し上げません。

さうして、沖縄縣民の、漁民の保護については、そのつと在外大使館において十分の手当をいたしておるのでございまして、何もこれをかまひつけない、さういふお話は、これは事實に反しておることを私は申し上げませう。

〔拍手〕

○議長(金谷秀武君) 山中君より再質問の要求があります。山中貞則君。

〔山中貞則君登壇〕

○議長(金谷秀武君) 私が緊急質問をなさうと思つておりましたのは、米國米國議會において本問題の公聴会が開かれることになり、琉球行政院の比嘉主席がわが島民の要望を受けて渡米しておることを前記にして申し上げたのであります。私は、總理のお口より、日本の意思として、アメリカの公聴会を開かんとするそのやうな状況に對して何らかの積極的な態度を表明せらるべきであるといふことを最も重点に置いて申し上げたわけでありませう。

拍手 總理には、自席でけうでございませうから、その問題について再御答弁をお願いいたします次第でございます。

〔國務大臣 鳩山一郎君登壇〕

○國務大臣(鳩山一郎君) お答えをいたします。アメリカの議會が沖縄縣民の要望をよく聞き入れてくれることをこゝろがてしております。拍手

○議長(金谷秀武君) 海岸砂地地帯復興対策審議委員會の任期が満了いたしましたので、この際同委員の選挙を行います。

○大石武一郎君 海岸砂地地帯復興対策審議委員會の選挙は、その系統を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(金谷秀武君) 大石君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(金谷秀武君) 御異議なしと認めます。

昭和三十年五月二十八日 衆議院會議第二十号 海岸砂地地帯復興対策審議委員會の選舉

昭和三十年五月二十八日 衆議院會議第二十号 飼料供給安定審議会委員の選挙 昭和二十六年一般会計歳入歳出決算外五件

議長は、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員に

赤澤 正道君 大森 玉木君
徳安 實蔵君 川村 健義君
中崎 敏君

を指名いたします。

○議長(金谷秀次君) また、飼料供給安定審議会委員の任期が満了いたしましたので、この際同委員の選挙を行います。

○大石武一君 飼料供給安定審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 大石君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。

議長は、飼料供給安定審議会委員に
遠藤 三郎君 内藤 友明君
足立 篤郎君 永井勝次郎君
西村 彰一君

を指名いたします。

第一

昭和二十六年一般会計歳入歳出決算
昭和二十六年特別会計歳入歳出決算
昭和二十六年政府関係機関決算報告書

昭和二十七年一般会計歳入歳出決算
昭和二十七年特別会計歳入歳出決算
昭和二十七年政府関係機関決算報告書

○議長(金谷秀次君) 日程第一、昭和二十六年一般会計歳入歳出決算、昭和二十六年特別会計歳入歳出決算、昭和二十六年政府関係機関決算報告書、日程第二、昭和二十七年一般会計歳入歳出決算、昭和二十七年特別会計歳入歳出決算、昭和二十七年政府関係機関決算報告書、右各件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員長上林與市郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔上林與市郎君登壇〕

○上林與市郎君 ただいま議題となっております昭和二十六年並びに昭和二十七年一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳出決算及び同政府関係機関決算報告書の六件につきまして、決算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、昭和二十六年一般会計の決算額につきましては、歳入八千九百五十四億円、歳出七千四百九十八億円と

余でありまして、差引一千四百五十六億円の剰余を生じております。また、同年度における特別会計の数は三十四でありまして、各特別会計の決算額の合計は、歳入一兆四千億円、歳出一兆三千七百五十億円であります。これら一般会計、各特別会計相互の重複額等を控除調整した決算の純計額を概算いたしますと、歳入一兆六千五百三十二億円、歳出一兆五千九百五十二億円となる計算であります。さらに、同年度における政府関係機関の数は十九でありまして、決算額の合計は、収入五千九百四十五億円、支出四千四百七十九億円であります。

次に、昭和二十七年一般会計の決算額は、歳入一兆七千八百八十八億円、歳出八千七百三十九億円であります。差引一兆一千四百四十八億円の剰余を生じております。また、同年度における特別会計の数は三十五でありまして、各特別会計の決算額の合計は、歳入一兆三千四百九十九億円、歳出一兆三千三百三十六億円であります。これら一般会計、各特別会計相互の重複額等を控除調整した決算の純計額を概算いたしますと、歳入一兆七千八百八十八億円、歳出一兆六千六百十億円と

なる計算であります。さらに、同年度における政府関係機関の数は九でありまして、その決算額の合計は、収入五千六百九十四億円、支出四千五百一十一億円であります。以上が昭和二十六年、二十七年決算の概要でございますが、なお詳細については、それぞれの決算書をごらんくださいといたします。

決算委員会におきましては、昭和二十六年決算については二十八年度月第十八回国会以来、昭和二十七年決算については昭和二十九年二月第十回国会以来、会計検査院の検査報告等に基づいて審議を重ねておりました。その詳細は議記録にございますが、御承知のとおりと存じます。

以下、特に委員会において取り上げました重要事項につき簡単に御報告申し上げます。

第一は、関係職員の新給地機によつて招いた経理の不当事項が随所に見られることとあります。公金帳簿等の犯罪事件は、会計検査院の検査報告によれば、二十五年度の百九十三件、被害金額二億七千余万円に比較して、二十六年七十三件、一億九千九百九十九万円、二十七年四十五件、七千九百九十九万円と、漸減しておりますが、他面、直営

直轄工事の施行、物件の購入等から見て、職員の不正、汚職等が発生している事例が数多く見られるのであります。

そのおもなるものは、農林省所管印刷手帳指折事業所において、二十四年二月から二十六年末に至る間、架空経理等により六千七百九十九万円を捻出し、工事代金のほか接待費、諸手当等に使用し、また一部を横領し、職員等から収賄すること、事業所長等九名が刑事事件を惹起した事件、また長崎大学における機密購入にからむ事件、その他、厚生省国立法律院、運輸省各管海上保安本部、建設省各地方建設局工事事務所、日本電信電話公社電通研究所等における経理混乱あるいは架空経理において、他費目、特に交際費、食糧費、諸手当等の濫用が見られます。これら経理の混乱は、会計責任者が故意に取捨関係帳簿、支払い関係証書等に事実と異なる記載処理をしておるもので、不正行為のごとき個別的事例行為と異なり、いかに組織的な行為と見らるべき事件を惹起した官庁ないしは出先機関全体の腐敗地獄によるものと認めざるを得ず、本委員会はこれに對し関係当局の猛省を促した次第であります。

なる計算であります。さらに、同年度における政府関係機関の数は九でありまして、その決算額の合計は、収入五千六百九十四億円、支出四千五百一十一億円であります。以上が昭和二十六年、二十七年決算の概要でございますが、なお詳細については、それぞれの決算書をごらんくださいといたします。

そのおもなるものは、農林省所管印刷手帳指折事業所において、二十四年二月から二十六年末に至る間、架空経理等により六千七百九十九万円を捻出し、工事代金のほか接待費、諸手当等に使用し、また一部を横領し、職員等から収賄すること、事業所長等九名が刑事事件を惹起した事件、また長崎大学における機密購入にからむ事件、その他、厚生省国立法律院、運輸省各管海上保安本部、建設省各地方建設局工事事務所、日本電信電話公社電通研究所等における経理混乱あるいは架空経理において、他費目、特に交際費、食糧費、諸手当等の濫用が見られます。これら経理の混乱は、会計責任者が故意に取捨関係帳簿、支払い関係証書等に事実と異なる記載処理をしておるもので、不正行為のごとき個別的事例行為と異なり、いかに組織的な行為と見らるべき事件を惹起した官庁ないしは出先機関全体の腐敗地獄によるものと認めざるを得ず、本委員会はこれに對し関係当局の猛省を促した次第であります。

このほか、国鉄大阪鉄道管理局において、被服洗濯代千五百余円の支払いに当り、支払い伝票を改ざんされて五百九十余円を騙取され、今日に至るも真相の判明しない事件があります。かような失態は、最近における国鉄の運輸事故の頻発と並んで、国鉄部内全般の綱紀の弛緩、規律の頹落を物語るものでありまして、全く奇怪かつ醜態の限りと申すべく、当局に事実の厳重なる究明を要求したのであります。また、物品の管理事務は現金の出納保管に比較して一般に軽視される風潮がありますが、その顕著なものは、保安庁において必要以上に多量の物品を購入して、大部分を倉庫に死蔵しておる事例のほか、調達庁の諸物品、食糧庁の麻袋、建設省の建設機械、国鉄、電信電話公社の諸用品の購入、出納保管等にすぎんのはなほだしいものが見られます。これらは、ひっきり、物品管理事務に対する熱意の欠陥と責任觀念の稀薄によるものと目わざるを得ず、政府に対し物品の管理につき特に厳正を期せられるよう要望いたした次第であります。	地方公共団体等に交付した金額は、地方財政平衡交付金を除き、二十六年一千三百五十六億三千四百余万円、二十七年二千二百四十八億八千二百余万円に上りますが、このうち農林省、運輸省及び建設省所管等の災害復旧補助金について、補助申請者がその事業費を過大に積算して査定を受け、あるいは災害を受けた事実の認められないもの、事業主体が正当な自己負担をしていないもの、はなはだしいのは架空の工事や二重の申請をして補助を受けたものなどの事例がきわめて多く、この他、各種補助金を通算して、その返納または減額を要するものとして検査院の指摘を受けたものは、二十六年三億百八十余万円、二十七年十三億五千六百八十余万円に達しております。しかも、この数字は、検査院の補助工事関係の実地検査がごく小範囲にしか及んでおらないこと、すなわち、農林省所管公共事業は全国工事現場の約六％、建設省所管災害復旧事業は同じく一〇ないし一五％にすぎないことを思えば、実際の不当経理、削減すべき補助金額により莫大なものと思像されるのであります。
第二は、国庫補助金または国庫負担金の不当経理についてであります。国庫補助金または国庫負担金として	て、いわゆる机上査定によるものが多く、このため事業費の査定が適正を欠き、各地方公共団体等は、補助金獲得競争に狂奔する一方、補助金交付事務に当る国の会計機関に補助を受ける立場にある都道府県の吏員が当るの普通例であるため、過大交付に対する是正措置が十分にとられないきらいがあるものであります。市町村に対して負担能力の限界をはるかに超過すると認められるような多額の工事費を査定しながら、技術指導、資金手当等、適切な対策を考慮しなかつたため、不当な結果を招いたものとして、たとえば山口県佐波郡出雲村、同八坂村のごときはいずれも人口五千ないし六千の寒村であるにもかかわらず、二十六年災害に対する農林関係災害復旧事業費は、それぞれ七億八千四百余万円、五億三千五百余万円と膨大な事業計画が認められ、そのうち八ないし九割は国庫補助金を当てにしているものであります。事業の施行に当って必要以上の設計をしているもの、出来高が不足しているもの、あるいは地元負担の不足等が見られ、さらに補助金の一部残金を保留しているありさまであります。
検査院が指摘する、かような各種補助金の不当経理は、全国にわたって見	られますが、委員会においては、これが絶滅の対策として、まず事業費査定を机上査定から現地査定に切りかえ、災害の実情を的確に把握すべきこと、次に、工事監督の責任が各都道府県知事にあり、補助金の支出負担行為担当官には各都道府県の土木部長、農地部長が當っている点にかんがみて、事業費の査定についても知事に相当の責任を負わせることが必要であるとの意見が述べられております。すなわち、補助金の交付事務は地方公務員に委任されているのでありますから、事業費の査定、工事の施行監督、成功認定と交付金の精算等について、中央地方の有機的な関係を一層緊密化して、所管の大蔵大臣の監督権が補助金事務に及ぶよう、現行法規の不明確な部分を改正するなど、根本的な制度上の改善を要望した次第であります。
第三は、病変米の輸入、処分等に関する問題であります。すなわち、二十六年以降輸入したビルマ米に有害菌変米が多量混入していたため一般に配給することができず、これを低価に売り渡し、あるいは配給を中止している事態でありまして、二十六年に輸入した四万五千余トンのうち、九千余トンの	黄変米を発見し、これをアルゴール等の原材料として、買入れ価額四億九千余万円から一億九千余万円を値引きして売り渡しております。引き続き二十七年に輸入した八万二千余トンには、五万七千余トンの黄変米が発見され、うち一万三千余トンは有害菌変米含有の率が高いため、買入れ価額九億七千余万円から六億三千余万円を値引きして売り渡したのであります。病変米の毒性について、食糧庁は、二十七年三月、食糧研究所から配給不適の報告を受けたにもかかわらず、その混入防止について適切な処置をとらなかつたため、その後も引き続いて輸入され、現在その在庫数量は十五万一千余トン、買入れ価額九億九千七百七十三万七千七百余万円のもので配給を中止されている状況であります。また、病変米の処分につきましては幾多公正を欠く点が見られ、二十六年輸入のものは、通商省及び民間酒造会社に売り渡すのに、日本糧穀株式会社なる中間会社と任意契約で売却しているものであります。売り渡し価額トントン当り約三万円は、このほかに指名競争契約によつた分の平均三万二千余円よりも低額となつてはかりでなく、日本糧穀の

昭和三十年五月二十八日、衆議院會議第二十号、昭和二十六年一般会計歳入歳出決算外五件

昭和三十年五月二十八日 衆議院會議第二十号 昭和二十六年年度一般會計收入支出決算外五件

ごときものを介在させる必要も納得できなかったものであります。

なお、食糧庁は、外米の包装材料たる麻袋を、二十六年八月、三百萬枚、買入れ価額八億七千萬円、二十七年十二月、五百萬枚、四億六千五百萬円で購入しておりますが、需給の状況を的確に把握せずして調達したため、年度内に使用するに至らず、いたずらに死蔵して、多額の保管料を民間倉庫会社に支払っており、また麻袋の市価も購入当時から漸次低落しておりますので、これらのことを考え合せると、国損額はさらに多額に上るものと思われ

ます。
当委員会は、病変米による国損が二十七年までの分ですでに八億円の巨額に達していること等を重視して、特に重点的に審議いたしました。その後二十八年年度輸入の白色米にも有癭病変粒が混入していることが明らかとなり、しかも、農林、厚生両省の連絡緊密を欠き、一部病変米が主食に配給され、国民の保健上からも看過すべからざる事態と認められたのでさらに政府の措置について追及した結果、二十九年八月二十三日、委員会の意見を踏まえて大要次のごとく決議して、政府の善処を促したのであります。すなわち

一、政府は外米輸入契約に關し再検討を加え、損害の補填等につき善処すること

二、病変米の配給を中止し、再換精その他の処理をし、再検査の上、学者の一致した意見により、これを処理すること

三、病變米の処分は公平適正を期し、かつ国損を最小限度にとどめること

四、政府は外米輸入に當り、病變米の輸入を防止するよう努力すること

等でありました。その後、当局は、輸入契約に黄変粒混入の許容限度及び拒絶の限界を明記する等改善を加えたほか、管理技術上の対策を講じておられるようでありましたが、なお十分とは言えず、今後とも、國際貿易上の問題として、これが解決に一段の努力を払われることを要望いたしました次第であります。また、病變米の処分につきましても、これを再換精の上主食配給に向け得るまいかと、厚生省における毒性研究の統一結論をまつて、農林当局においてさらに慎重に処理の方針を決定せられるよう要望いたしましたのであります。第四は、日本國有鉄道の土地建物の部外使用等に關する問題であります。

國鉄の土地建物を部外に使用させている状況を見ますのに、承認前に使用させているもの、使用させながら料金を決定せず、あるいは徴収が決定していないもの、料金を改訂しないで放置しているもの、低価なもの、収納を遅延しているもの、契約に違反して転貸しているもの、契約に違反して転貸しているものに對してはいないものなどが見られ、これらは國鉄の固定財産、特に高架下の管理に關する規定に不備な点があり、料金の決定について担当局所によつて統一がないこと、担当者のふなれ、事務の緩慢等のため、固定財産管理が規定通り勵行されていないことなどによるものと認められるのであります。そのおもなるものとしては、東京駅の鉄道會館、國際觀光會館等、秋葉原駅の秋葉原會館、高田寺駅の高田寺復興協力會、札幌駅のスーション・デパート協同組合等、京都駅の觀光デパート等があげられます。

当委員会は、これらのうち、鉄道會館について、二十八年第十六回國會以來、國政調査の対象として審議をいたし、二十八年十一月二日、國鉄の會計經理、固定資産の管理運用につき整備改善を行い、また民衆駅の建設運轉に關して國鉄本来の使命を達成するに支障なきよう基本方針を確立する等、國

鉄当局の善処を促す決議をいたしました。この詳細は、すでに二十八年十一月七日の本會議において御報告があつたので、省略いたします。

これに對して、國鉄當局は、二十八年十一月臨時財産管理部を設けて、財産の管理に當らしめ、固定財産管理規程及び構内營業規則を改正して、部外使用の承認、使用料金及び營業料金の決定などについての規定を使用箇所及び營業形態に則して明確にするとともに、構内營業料金、土地建物賃付料等は大体平均二倍程度に改訂してあります。また、民衆駅については、改正規則に基き契約の更改を進めていることなどでありましたが、なお不十分の点がきわめて多く、八重州口広場の整備、退職者の就職制限等については、ほとんど手をつけておられない状況でありますので、今後とも當委員会の決議の趣旨に沿つて善処されることを要望いたしました次第であります。

以上昭和二十六年、七年度決算について特に論議せられた重要事項であります。このほか、國政調査の対象として、二十九年二月以來、いよいよ造船融資問題を審議いたしました。すなわち、戦後、計國造船について、政府は國家資金を、政府關係機關

たる日本開發銀行を通じて建造費の約七割を、残金は市中銀行が船會社に融資しているものであります。建造費の査定に當り、造船會社から船會社に建造代金の一部を割り戻すいわゆるリベートを含んでゐるのではないかと、すなわち、その分だけ水増しした建造費に對して融資しているのではないかと、ということが問題とせられたのであります。また、政府は、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法により、造船資金の融資額については、市中銀行、開發銀行に對して利子補給金を支給することとなつておりますので、融資額の水増しがあれば利子補給額もそれだけかさむこととなり、二重の國損を招くのであります。

委員会の審議は、以上のほか、計國造船の船主選考の経緯等多岐にわたつておりますが、いまだ結論を得るに至つておらず、その詳細は次の機会に譲りたいと存じます。

以上、當委員会において特に重点的に審議いたしました諸問題を御報告いたしました。が、會計検査院が経理上不当と認めた事項及び是正させた事項として検査報告に指摘したもののだけでも、二十六年年度において千四百九十八件、総額三千億五千八百萬円、二十

者の責任追及をさらに嚴重にせよ等の意見が述べられておりまして、検査院がこれらの点に留意せられて、会計検査

昭和二十八年度、昭和二十九年
度及び昭和三十年度における国債
整理基金に充てらるべき資金の繰

る法律の一部を改正する法律案、昭三十年分の所得税の予定納税及び予申告の期限等の特例に関する法律案右両案を一括して議題といたします

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律(昭和二十八年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和三十年四月一日から

昭和三十年分の所得税については、所得税法（昭和二十二年法律第二十号）の規定中次の表の上欄に掲げる条項の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それを入れ読み替えて同法の規定を適用する。

二二五

昭和三十年五月二十八日 衆議院會議第二十号 議長の報告

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔松原喜之次君登壇〕

○松原喜之次君 ただいま議題となりました昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度におきまして、国債の償還等に充てるための資金の繰り入れの特例といたしまして、国債の元金償還に充てるため一般会計から繰り入れるべき金額は、財政法第六条の規定による前々年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一相当額に、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度首箇償還額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰り入れは、これを要しないものとする。日本国有鉄道及び日本電信電話公社が政府に対し負う債務の償還元利金は国債整理基金特別会計に受け入れ、当該金額について一般会

計から繰り入れがあったものとみなす特別の措置が講ぜられました。この特別措置は、昭和三十年年度四、五月分の暫定予算の期間中延長されていたものであります。本法案は、本年度を通じて引き続き右と同様の措置を講じようとするものであります。

次に、昭和三十年年度の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案について申し上げます。所得税の改正につきましては、政府からすでに所得税法の一部を改正する法律案が提出せられ、目下大蔵委員会審議中であり、同法律案によれば、本年分の所得税の予定納税につき

正後の所得税法によることを予定しております。しかるに、現行所得税法の規定によれば、予定納税額の通知は毎年六月十五日までに行うことになっており、これに準じて予定納税に関する各種の期限が定められておるのであります。本法案は、この予定納税額の通知期限、その他六月及び七月に行われる予定納税に関する各種の期限を延期して、減税後の所得税額により予定納税を行うことができるようにしようとするのであります。

以上の同法律案につきましては、審

議の結果、本二十八日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、両案とも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって両案は委員長報告の通り可決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 鳩山 一郎君

法務大臣 花村 四郎君

外務大臣 重光 葵君

農林大臣 河野 一郎君

運輸大臣 三木 武夫君

建設大臣 竹山祐太郎君

国務大臣 川島正次郎君

出席政府委員

外務省参事官 安藤 吉光君

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

閣議を省略した報告

一、去る二十六日の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律

一、去る二十六日議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

大石 武一君 宇都宮徳馬君

八木 一男君

一、去る二十六日松谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

防衛庁次長 増原 恵吉

日本専売公 社監理官 宮川新一郎

一、鳩山内閣総理大臣から松谷議長宛に去る二十六日議長において承認した増原恵吉外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、岩手県第一区選出議員野原正勝君は、公職選挙法違反被告事件につき最高裁判所の言渡した判決に対する訂正の申立が五月二十三日棄却されたので、退職者となった。

一、去る二十六日農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 大野 市郎君(理事中馬辰雄君去る二十六日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 野原 覺君

社会労働委員 八木 一男君

農林水産委員 芳賀 貢君

運輸委員 栗原 俊夫君

通信委員 平野 三郎君

予算委員 小川 半次君

小川 敏夫君

権名 隆君

愛知 揆一君

伊藤 好道君

議院運営委員 小山 亮君

一、去る二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を選任した。

文教委員 伊藤 好道君

社会労働委員 中村 英男君

農林水産委員 栗原 俊夫君

運輸委員 芳賀 貢君

理事 荻野 豊平君 (理事志賀健次郎君昨二十七日理事辞任につきその補欠) 理事 廣瀬 正雄君 (理事山口好一君昨二十七日理事辞任につきその補欠)	予算委員 笹山茂太郎君 眞崎 勝次君 福水 一臣君 野原 覺君 岡 良一君 伊藤 好道君 藤尾 弘吉君 滝井 義高君	一、昨二十七日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 眞崎 勝次君 地方行政委員 川崎末五郎君 福水 一臣君 藤尾 弘吉君	一、去る二十六日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 中馬 辰猪君 補助金等の整理等に関する特別委員 川野 芳禰君	一、去る二十六日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 高橋 等君 補助金等の整理等に関する特別委員 大西 正道君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 中川 俊思君 貿易振興に関する調査特別委員 中村三之丞君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 大石 武一君 貿易振興に関する調査特別委員 森下 國雄君
予算委員 笹山茂太郎君 眞崎 勝次君 福水 一臣君 野原 覺君 岡 良一君 伊藤 好道君 藤尾 弘吉君 滝井 義高君	一、昨二十七日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 眞崎 勝次君 地方行政委員 川崎末五郎君 福水 一臣君 藤尾 弘吉君	一、去る二十六日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 中馬 辰猪君 補助金等の整理等に関する特別委員 川野 芳禰君	一、去る二十六日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 高橋 等君 補助金等の整理等に関する特別委員 大西 正道君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 中川 俊思君 貿易振興に関する調査特別委員 中村三之丞君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 大石 武一君 貿易振興に関する調査特別委員 森下 國雄君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 大石 武一君 貿易振興に関する調査特別委員 森下 國雄君
予算委員 笹山茂太郎君 眞崎 勝次君 福水 一臣君 野原 覺君 岡 良一君 伊藤 好道君 藤尾 弘吉君 滝井 義高君	一、昨二十七日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 眞崎 勝次君 地方行政委員 川崎末五郎君 福水 一臣君 藤尾 弘吉君	一、去る二十六日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 中馬 辰猪君 補助金等の整理等に関する特別委員 川野 芳禰君	一、去る二十六日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 高橋 等君 補助金等の整理等に関する特別委員 大西 正道君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 中川 俊思君 貿易振興に関する調査特別委員 中村三之丞君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 大石 武一君 貿易振興に関する調査特別委員 森下 國雄君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 大石 武一君 貿易振興に関する調査特別委員 森下 國雄君
予算委員 笹山茂太郎君 眞崎 勝次君 福水 一臣君 野原 覺君 岡 良一君 伊藤 好道君 藤尾 弘吉君 滝井 義高君	一、昨二十七日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 眞崎 勝次君 地方行政委員 川崎末五郎君 福水 一臣君 藤尾 弘吉君	一、去る二十六日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 中馬 辰猪君 補助金等の整理等に関する特別委員 川野 芳禰君	一、去る二十六日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 高橋 等君 補助金等の整理等に関する特別委員 大西 正道君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 中川 俊思君 貿易振興に関する調査特別委員 中村三之丞君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 大石 武一君 貿易振興に関する調査特別委員 森下 國雄君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 大石 武一君 貿易振興に関する調査特別委員 森下 國雄君
予算委員 笹山茂太郎君 眞崎 勝次君 福水 一臣君 野原 覺君 岡 良一君 伊藤 好道君 藤尾 弘吉君 滝井 義高君	一、昨二十七日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 眞崎 勝次君 地方行政委員 川崎末五郎君 福水 一臣君 藤尾 弘吉君	一、去る二十六日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 中馬 辰猪君 補助金等の整理等に関する特別委員 川野 芳禰君	一、去る二十六日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 高橋 等君 補助金等の整理等に関する特別委員 大西 正道君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 中川 俊思君 貿易振興に関する調査特別委員 中村三之丞君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 大石 武一君 貿易振興に関する調査特別委員 森下 國雄君	一、昨二十七日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 行政監察特別委員 大石 武一君 貿易振興に関する調査特別委員 森下 國雄君

昭和三十年五月二十八日 衆議院会議録第二十号 議長の報告

昭和三十年五月二十八日 衆議院會議第二十号 議長の報告

一、去る二十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
計画法等の一部を改正する法律案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
郵便年金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案
昭和三十年度一般会計暫定予算補正(第一号)
昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第一号)
昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)
去る二十六日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案
一、昨二十七日内閣から提出した議案は次の通りである。
砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律案

一、昨二十七日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
一、昨二十七日委員会に付託された議案は次の通りである。
砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律案(内閣提出第九六号)
農林水産委員会 付託
一、昨二十七日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)予
法務委員会 付託
一、去る二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
駐留軍の施設、用地に接収された地域の農業再建整備対策に関する質問主意書(勝岡田清一君提出)
一、今二十八日提出した緊急質問は次の通りである。
沖繩における土地紛争問題についての緊急質問(山中貞則君提出)
一、去る二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中村高一君提出駐留軍基地に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中村高一君提出国産自動車並びに外国自動車の使用に関する質問に対する答弁書
〔参照〕
駐留軍基地に関する質問主意書
東京都南多摩郡稲城村駐留軍多摩基地(元陸軍火工廠)に推定十五万トンの極東空軍の爆弾が保有されていると聞くが、事実なりや。五万トンでも危険とされているのに多量の爆弾を東京近郊に置くことの可否いん。
ことに倉庫設備不足のため野積とされ、また附近に高圧線も通っており、落雷等の場合最も危険を感ぜられるが、政府はいかなる措置を講ずるか。
右質問する。
昭和三十年五月二十四日
内閣総理大臣 鳩山 一郎
衆議院議員中村高一君提出駐留軍基地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員中村高一君提出駐留軍基地に関する質問に対する答弁書
東京都南多摩郡稲城村にある在日米駐留軍の用に供している多摩予備弾薬庫における弾薬の保有量は、駐留軍の機密に属しているもので明らかでない。
弾薬の貯蔵方法については、倉庫の内にあるものも野積の状態のものも米駐留軍の安全基準によりその安全を確保する措置が講ぜられている。
なお、将来とも米駐留軍において安全基準により、保安確保につき完全を期するより軍側に要請する。
右答弁する。
国産自動車並びに外国自動車の使用に関する質問主意書
一、さきに石橋通産大臣は、外国製乗用車の購入をやめて今後国産自動車にかえたいという趣旨の談話を発表したが、その後において実行したか伺いたい。
実行が困難であつたとすればその理由を伺いたい。

一、政府は、国産自動車工業振興のため軽便にして安価な国産自動車を製作する方針と聞くが、その具体的な内容を伺いたい。
右質問する。
昭和三十年五月二十四日
内閣総理大臣 鳩山 一郎
衆議院議員中村高一君提出国産自動車並びに外国自動車の使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員中村高一君提出国産自動車並びに外国自動車の使用に関する質問に対する答弁書
(一) 昭和三十年一月七日の閣議において官公庁の使用する乗用車として購入するものはすべて国産車とすることが確認され、後この方針により外国製乗用車の購入は行わないことになっている。
なお、保有外国製乗用車についても一挙に全部国産車に切り換えることは予算の関係上困難であるが予算の許す範囲内で逐次国産車に切替を行っている。

一例として通商産業本省の例をあげると昭和二十九年年度の予算により国産小型車七台を購入して従来使用中の外車八台を整理した。

(二) 御指摘のごとき超小型乗用自動車生産については、現在すでに業界においても数社が企画中であり、中には試作車を完成したのものもある。

政府としては、かくのごとき業界の動向に即応し新規産業としてこれを育成することにより、関連産業の伸長、国民雇用の増大、技術水準の向上等を促進し、さらに将来においては超小型乗用車工業を輸出産業として発展せしめることを最終目標として、これが可能性につき目下事務的に検討中である。

右答弁する。

衆議院会議録第十九号中正誤

頁 段 行 誤 正
 一五二 四 六年中 六月中
 一五四 二 はたはた はたまた
 一五五 二 五 こうように このように